

## 掛川市公告

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定に基づき許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

平成27年7月23日

掛川市長 松井三郎

1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

第2工区のうち

掛川市遊家字洞照947の全部並びに951-7、951-8及び951-10の一部

2 開発許可を受けた者の住所及び氏名

掛川市遊家780番地

株式会社 静岡茶通信直販センター

代表取締役 堀内 知久